

改正

平成元年4月1日
平成7年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成17年10月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成25年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和4年4月1日
令和5年4月1日
令和6年4月1日
令和7年4月1日

近畿大学九州短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り、良識ある社会の形成者としての幅広い教養を与え、生活福祉情報及び保育に関する実践的な専門教育を施し、国家及び社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、教育方針、人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を、別記に定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(学科の構成及び学生定員)

第3条 本学に次の学科を置き、その学生定員を次のように定める。

生活福祉情報科 入学定員 50名 収容定員 100名

保育科 入学定員 70名 収容定員 140名

(別科)

第4条 本学に別科を置き、その定員を第一部40名、第二部40名とする。

2 別科に関する規程は、別に定める。

(通信教育部)

第5条 本学に通信教育部を置き、その入学定員を次のとおりとする。

生活福祉情報科 300名

保育科 600名

2 通信教育部保育科に専攻科を置き、その入学定員は次のとおりとする。

専攻科 600名

3 通信教育部に関する規程は、別に定める。

(図書館・附属施設)

第6条 本学に附属図書館その他の附属施設を置く。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第8条 在学期間は、通算4年を超えてはならない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年・学期・授業期間)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の後学期開始日を変更することができる。なお、後学期開始日を変更した場合は、その前日をもって前学期の終了とする。

4 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、通信教育課程における学年は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から翌年3月31日まで

(2) 10月1日から翌年9月30日まで

2 前条第2項の規定にかかわらず、通信教育課程における学期は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日まで

(2) 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 11月5日

(4) 春期休業 3月20日から4月10日まで

(5) 夏期休業 7月21日から9月20日まで

(6) 冬期休業 12月20日から翌年1月10日まで

2 必要がある時は、学長は前項各号に規定する休業日を変更し、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学・退学及び休学等

(入学時期)

第11条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学所定の手続を経たものとする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学の出願)

第13条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金、授業料及び教育充実費に保証人連署の誓約書及び所定の書類を添えて入学手続を完了しなければならない。

(再入学・転入学)

第16条 本学へ転入学を希望する者、又はやむを得ない理由によって本学を退学した者で再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会で審議のうえ学長が決定する。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない理由で3カ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署のうえ願い出て、教授会で審議のうえ休学することができる。

2 病気のため、修学することが適当でないと認められた者については、教授会で審議のうえ学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することができる。

4 休学できる期間は、連続して2年以内、通算して修業年限以内とする。

5 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

6 休学中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(復学)

第18条 休学者が休学の理由が消滅したときは、保証人連署のうえ願い出て、教授会で審議のうえ復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会で審議のうえ、学長が除籍とする。

(1) 第8条に定める在学年数を超えた者

(2) 第17条第3項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者

(3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(4) 新入生で学生証の交付手続を行わない者、その他本学において修学する意思がないと認められる者

(5) 1年間以上にわたり行方不明の者

(復籍)

第20条の2 学費未納による除籍者は、別に定めるところにより教授会で審議のうえ、学長が復籍を許可することがある。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第21条 授業科目は共通教育科目と専門教育科目に分け、これを2カ年間に配当して教授する。

(共通教育科目)

第22条 共通教育科目は、人間と文化、人間と生活、人間と環境に区分する。その授業科目及び単位数は別表第1による。

(専門教育科目)

第23条 専門教育科目中、必修科目として、生活福祉情報科は14単位、保育科は15単位を履修しなければならない。その授業科目及び単位数は生活福祉情報科は別表第2、保育科は別表第3による。

(授業の方法)

第23条の2 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は30単

位を超えないものとする。

(卒業単位)

第24条 学生が卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、生活福祉情報科は62単位以上、保育科は62単位以上とする。

(履修の方法)

第24条の2 履修方法の詳細は別に定める。

(単位計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義・演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

(成績の評価)

第27条 学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。また、前記にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を、別に定めるところにより30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、前項及び第29条第2項の単位数と合わせて45単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項に定める学生の派遣等に関する必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第28条第1項により、本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 大学あるいは短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した者について教育上有益と認めたときは、大学あるいは短期大学における既修得単位のうち、合計30単位を超えない範囲で、教授会で審議のうえ認定することができる。

2 既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

(保育士資格)

第31条 保育科において保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める修業教科目及び単位を修得しなければならない。

第5章 試験

(試験)

第32条 試験実施に関する事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の認定)

第33条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については教授会で審議のうえ学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第34条 本学を卒業した者は、短期大学士の学位を授与する。

短期大学士 (生活科学) 生活福祉情報科

短期大学士（教育・保育学）保育科

（資格の取得）

第35条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
保育科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格証明書

第7章 学費等

（学費等）

第36条 入学金、授業料、教育充実費その他の納付金は、別表第4のとおりとする。

（学費等の納付）

第37条 授業料及び教育充実費並びに関係諸会費は、毎学期所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納及び分納を認めることがある。

2 学期の途中で退学した者又は除籍された者も、当該期分の授業料及び教育充実費並びに関係諸会費を納入しなければならない。

3 学費等については、この学則に定めるほか、別に定める近畿大学九州短期大学学生規程による。

（履修料）

第38条 科目等履修生は、別に定める履修料を納付しなければならない。

第8章 賞罰

（表彰）

第39条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会で審議のうえ学長がこれを表彰することがある。

（罰則）

第40条 次の各号の一に該当する者に対しては、教授会で審議のうえ、学長がこれを懲戒する。

（1）前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

（2）前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

① 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

② 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

③ 正当な理由がなくて出席常でない者

④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 特待生

（特待生）

第41条 学力優秀であり、又は課外活動等において貢献し他の模範となる学生を選んで特待生とすることができる。

2 特待生には、学費の一部を免除する。

3 特待生に関し選考その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生・科目等履修生及び外国人留学生

（研究生・科目等履修生及び外国人留学生）

第42条 本学は、研究生・科目等履修生及び外国人留学生の入学を許可することがある。

（研究生）

第43条 公共団体又はその他の機関から本学の特定の学科目について修学を依頼された場合には、各学科の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生としてこれを許可することがある。

（科目等履修生）

第44条 本学の特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第25条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（適用除外）

第45条 研究生及び科目等履修生には第16条及び第17条は適用しない。

（外国人留学生）

第46条 本学に入学を希望する外国人留学生は、第12条に規定する入学資格を有する者に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第47条 特別の規定のない限り、この学則の規定は研究生、科目等履修生及び外国人留学生に準用する。

第11章 教職員組織

(教職員)

第48条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

2 教職員に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第49条 本学に、教育研究に関する専門的な審議を行う機関として、教授会を置く。

2 教授会は専任教授をもって組織する。

3 学長は、前項にかかわらず議題の内容に応じその都度、専任教授以外の教職員を教授会の審議に加えることができる。

4 前項に基づく教授会においては、教員の選考その他人事に関する事項について審議することができない。

(教授会の審議事項)

第50条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項並びに学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 教育課程及びその担任に関する事項

(2) 自己評価・点検に関する事項

(3) 休学、退学及び復学等に関する事項

(4) 学生の試験に関する事項

(5) 学生の厚生補導に関する事項

(6) 学生の賞罰に関する事項

(7) 教授、准教授、講師、助教、助手の選考に関する事項

(8) 通信教育に関する事項

(9) その他本学の教育に関する事項

(教授会の議事運営)

第51条 教授会は学長が招集し、その議長を指名する。

2 教授会は構成員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 教授会の議決は多数決をもって教授会の意見とするものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、人事に関する事項は、3分の2の同意をもって教授会の意見とする。

4 事務長及び各課長は教授会に列席し、所管事項について説明し、意見を述べることができる。

5 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

第12章 公開講座・帰国子女学生及び社会人学生

(公開講座)

第52条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座は、教授会で審議のうえ随時開設する。

(帰国子女学生)

第53条 帰国子女の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会で審議のうえ学長は入学を許可することができる。

2 入学許可を受けた帰国子女学生には、本学則を準用する。

(社会人学生)

第54条 社会人の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会で審議のうえ学長は入学を許可することができる。

2 入学許可をうけた社会人学生には、本学則を準用する。

第13章 学生規程等

(規程の遵守)

第55条 学生は本学則に定めるほか、学生規程その他の規則を遵守しなければならない。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、生活文化科の名称は、平成元年度入学生から適用する。

附 則 (平成7年4月1日)

この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、生活情報科の名称は、平成7年度入学生から適用する。

附 則 (平成13年4月1日)

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、生活福祉情報科の名称は、平成13年度入学生から適用する。

附 則 (平成14年4月1日)

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日)

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日)

この学則の改正は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 共通教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
〔共通教育科目〕			
（人間と文化）			
美術概論		2	
国語表現法		2	
日本語コミュニケーションⅠ		2	
日本語コミュニケーションⅡ		2	
日本語コミュニケーション演習Ⅰ		2	
日本語コミュニケーション演習Ⅱ		2	
総合英語Ⅰ		2	
総合英語Ⅱ		2	
英会話Ⅰ		2	教職・保育士選択必修
英会話Ⅱ		2	
（人間と生活）			
基礎法学		2	
日本国憲法		2	教職選択必修
人権教育		2	
基礎数学		2	
生涯スポーツ		1	教職・保育士選択必修
情報処理入門		2	教職選択必修
表計算Ⅰ		2	
表計算Ⅱ		2	
IT入門		2	
IT応用		2	
プログラム入門		2	
社会福祉概論		2	
基礎経済学		2	
ビジネス実務概論		2	
ビジネス実務演習Ⅰ		2	
ビジネス実務演習Ⅱ		2	
キャリアデザインⅠ		2	
キャリアデザインⅡ		2	
キャリアデザインⅢ		2	
キャリアデザインⅣ		2	
プレゼンテーション入門		2	
（人間と環境）			
生命科学		2	
自然環境		2	
人体生理学		2	
医学一般		2	

健康科学		1	教職・保育士選択必修
小計		70	

別表第2 生活福祉情報科 専門教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
(専門教育科目)			
生活福祉論	2		老人・障害者心理含む
衣生活論	2		
食生活論	2		
住生活論	2		
生活情報論	2		
基礎ゼミナールⅠ		2	
基礎ゼミナールⅡ		2	
卒業研究	2		
栄養学概論		2	
ファッションデザイン		2	
食生活実習		2	
住居設計		2	
社会福祉援助技術		1	
健康管理学		2	
介護概論		2	
介護技術		2	
介護体験指導演習		2	
介護体験		2	
表計算応用		2	
ウェブデザイン論		2	
ウェブ基礎演習		2	
インテリアデザイン		2	
生活デザイン論		2	
生活デザイン基礎演習		2	
色彩演習		2	
コンピュータグラフィックスⅠ		2	
コンピュータグラフィックスⅡ		2	
ウェブデザインⅠ		2	
ウェブデザインⅡ		2	
色彩論		2	
デザイン計画		2	
ウェブページ作成Ⅰ		2	
人間関係論		2	
ウェブページ作成Ⅱ		2	
簿記入門Ⅰ		2	
簿記入門Ⅱ		2	
簿記演習Ⅰ		2	
簿記演習Ⅱ		2	
形態別介護技術		2	
介護実習指導演習		2	

介護実習指導演習Ⅱ		2	
介護実習		1	
介護実習Ⅱ		1	
医療福祉管理学		2	
医療福祉秘書学概論		2	
医療福祉秘書学演習		2	
医療福祉事務総論		2	
医療福祉事務演習Ⅰ		2	
医療福祉事務演習Ⅱ		2	
公衆衛生学		2	
医療福祉管理特別講義		2	
医療福祉統計		2	
臨床医学		2	
医療福祉事務基礎Ⅰ		2	
医療福祉事務基礎Ⅱ		2	
介護保険事務概論		2	
介護保険事務演習		2	
社会福祉基礎演習		2	
インターンシップ		2	
オフィスワーク		2	
ビジネスコミュニケーション		2	
ビジネス文書		2	
小計	12	109	
専門教育科目必修12単位 共通教育科目及び専門教育科目選択から50単位以上の計62単位以上			
別表第3 保育科専門教育科目			

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
(専門教育科目)			
社会福祉		2	保育士資格選択必修
子ども家庭福祉		2	保育士資格選択必修
多文化共生保育		2	
保育原理		2	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅰ		2	保育士資格選択必修
保育実習		4	保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導		2	保育士資格選択必修
保育実習Ⅱ		2	} いずれか1科目保育士資格選択 } 必修
保育実習Ⅲ		2	
保育実習事前事後指導Ⅱ		1	} いずれか1科目保育士資格選択 } 必修
保育実習事前事後指導Ⅲ		1	
保育の心理学		2	保育士資格選択必修
青年心理学		2	
乳幼児心理学		2	
子どもの保健		2	保育士資格選択必修
子どもの健康と安全		1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援論		2	保育士資格選択必修
子どもの食と栄養		2	保育士資格選択必修
保育内容総論		1	保育士資格選択必修
乳児保育Ⅰ		2	保育士資格選択必修
乳児保育Ⅱ		1	保育士資格選択必修
障害児保育		1	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅱ		1	保育士資格選択必修
ピアノⅠ		1	
ピアノⅡ		1	
ピアノⅢ		1	
実技演奏		1	

言語表現		1	
児童文化		1	
保育科基礎演習		2	
保育者論		2	保育士選択必修
保育実践演習		2	保育士選択必修
子育て支援		1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援の心理学		2	保育士資格選択必修
幼児と健康	1		
幼児と言葉	1		
幼児と音楽表現	1		
幼児と造形表現	1		
絵画の発達		2	
現代社会と教育		2	
子どもの音楽		1	
造形とあそび		1	
(教職に関する科目)			
教職概論		2	教職選択必修
教育原理	2		
教育心理学	1		
教育相談(カウンセリング・幼児の理解を含む)		2	教職選択必修
教職実践演習		2	教職選択必修
教育実習		4	教職選択必修
教育実習事前事後指導		1	教職選択必修
健康(指導法)	1		
人間関係(指導法)	1		
環境(指導法)	1		
言葉(指導法)	1		
造形表現(指導法)	1		
音楽表現(指導法)	1		

劇あそび（指導法）		1	教職選択必修
教育課程総論		2	教職・保育士選択必修
教育方法論		2	教職選択必修
幼児と人間関係	1		
幼児と環境	1		
幼児への特別な支援		1	教職・保育士資格選択必修
合計	15	79	

専門教育科目必修15単位 共通教育科目及び専門教育科目選択から47単位以上の計62単位以上

別表第4 学費等

(単位 円)

費目	前期納入金	後期納入金	合計
入学金	200,000	—	200,000
授業料	325,000	325,000	650,000
教育充実費	100,000	100,000	200,000
合計	625,000	425,000	1,050,000

備考

1. 特待生等については別に定める。
2. 別途 学生健保共済会費、学生会費、校友会終身会費及び同窓会終身会費が必要

別記(1)

近畿大学九州短期大学の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的に掲げています。

この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標にそって、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しております。

学生の皆さんには、上記の建学の精神と教育の目的を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最も相応しい将来設計をされることを願っております。

別記(2)

近畿大学九州短期大学の教育方針について

生活福祉情報科三つのポリシー

生活福祉情報科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、社会人として「人に愛され、信頼され、尊敬される人間力」と「最新の専門知識と技術」を兼ね備え、社会に貢献できる職業人の育成をめざしています。こうした目的を実現するために、以下の三つの方針を定めています。

○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

生活福祉情報科では、本学科の教育課程において所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけ、かつ卒業を認定した学生に対して短期大学士（生活科学）の学位を授与します。

1. 知識・理解 生活科学の専門的知識と技術を身につけ、人と人、人とモノの関係を理解したうえで社会に貢献できる。

①人間生活に関する幅広い知識と技能を身につけ、それらを活用することで豊かな生活を創造するこ

とができる。

②人と人、人とモノの関係を地域の歴史や文化、自然環境などに関連づけて理解している。

③社会のルールや人との約束を守ることの大切さを理解し、ビジネスパーソンとして社会に参加する力を有している。

2. 汎用的技能 基礎的なビジネスマナーや情報活用能力を身につけ、よりよい暮らしを提案することができる。

①ビジネスパーソンとして基礎的なマナーを身につけ、周囲と円滑なコミュニケーションをとることができる。

②多様な情報を客観的かつ理論的に分析し、情報機器を適切に活用することで自らの考えを表現する力がある。

③デザインを通して生活の質向上に寄与し、新しい価値を提案する技能を習得している。

3. 態度・志向性 豊かな人間性とチャレンジ精神をあわせ持ち、ビジネスパーソンとして地域社会に主体的に関わり、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている。

①現状を分析し、目標や課題を明らかにする力があり、解決に向けて計画を立てる思考力と判断力がある。

②目標や課題に積極的かつ主体的に関わることができる。

③社会の変化に対応しながら、自らの生き方、暮らし方を選択する能力がある。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

①異なる文化や多様な価値観をもつ人々と積極的に接し、相手の意見を丁寧に聴く多様性を身につけている。

②社会を構成する人々の意見の違いや立場の違いを理解でき、次世代や他者の生活を支援する協働性を有している。

③自らのライフプランにあった職業を選択し、就業に必要な能力を身につけている。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 教育内容（教育課程の編成）

ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために共通教育科目及び専門教育科目を編成し、科目を配置する。

①人間生活の基盤を固めるとともに、健康で豊かな人生を創造していく知識や技術を習得するため、共通教育科目を配置する。

②家庭や社会での生活の質を向上し、社会人として必要な力を高めるため、キャリア教育を基本に、情報・デザイン分野、医療・福祉分野の2分野を置く。各分野において学生が主体的かつ実践的に学び、専門知識の習得や資格取得ができるよう、専門教育科目を配置する。

③高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、共通教育科目に初年次教育の科目を設置する。

④「卒業研究」で学修した内容を卒業研究発表会において公開発表を行う。

2. 教育方法（学修方法と学修課程）

①シラバスに到達目標、授業の概要、事前学修及び事後学修、授業計画、成績評価方法を明記するとともにオリエンテーションを実施して周知する。

②実学教育を重視した少人数制を採用した講義、演習および実習を展開する。

③履修計画の支援や目標とする学びを体系的に行えるよう学生と教員間で学修状況を共有し、自律的な学びを組織的に支援する。

④「共通教育科目」「専門教育科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。

⑤地域社会への理解を深めるため、地域社会に密着したテーマを設定し、問題解決能力を身につける卒業研究を配置する。

3. 教育評価（学修成果の評価法）

①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。

②GPA制度を用いて学修成果の評価を行う。

○入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

生活福祉情報科では、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って

多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価することにより入学者選抜を行なう。また、判定においては、学力の三要素を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを重視します。

1. 「知識・技能」

①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。

※高等学校の調査書を重視し、判断します。

2. 「思考力・判断力・表現力」

①実社会における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。

※面接及び小論文を実施し、判断します。

3. 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、社会の一員として主体的に関わる創造的思考力と総合的な人間性の育ちを期待できる。

※面接及び入学願書における「入学動機」、自己推薦書及び高等学校による推薦書、高等学校における諸活動の実績等を重視し、判断します。

保育科の三つのポリシーについて

保育科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、子ども、保護者、同僚に愛され、信頼され、尊敬される保育者の養成をめざしています。こうした目的を実現するために、以下の三つのポリシーを定めています。

○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

保育科では、本学の教育方針に基づいたカリキュラムを通して所定の単位を修得し、かつ下記の事項を達成した場合に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

1. 知識・技能

①社会人として、人文・社会・自然の各分野に関する最低限の基礎的知識を習得している。

②保育者として必要な専門的知識・技能について理解し、習得している。

③子どもの心身の成長・心理的および身体的発達について理解している。

2. 思考力・判断力・表現力

①幼児教育の現場や子育て支援の場での保育をとりまく様々な課題に関心を持ち、保育者としての役割を理解する。

②保育内容を踏まえ、適切な遊びを提供でき、のびのびとした表現活動を実現できる保育技術を習得している。

③学修成果を統合して、想像的かつ創造的に保育へ応用できる能力を有している。

3. 協働性・人間性

①建学の精神を踏まえ、保育者として人に愛され、信頼され、尊敬されるよう倫理観・使命感・責任感に基づき行動することができる。

②保育者として、子どもや保護者などとの確かなコミュニケーション能力を有し、他者と協働することができる。

③地域社会や家庭に積極的に奉仕し、貢献しようとする意欲を有している。

④子どもや関係者の最善の利益を尊重できる。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

保育科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するために共通教育科目及び専門的知識と実践的技術を修得するための専門教育科目、その他必要な科目によって編成され、体系的に科目配置をしています。

1. 教育内容

①幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得するための科目を、各分野ごとに「導入期」「発展期」「完成期」と系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学べるよう配置する。

②高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の科目を設置し組織的な充実を図る。

③地域社会が求める自立した人材育成のため、地域に関する理解を深め、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を培うキャリア教育を実施する。

④保育者として必要なコミュニケーション能力、リーダーシップ能力、協働力など実践力を培うため

に、附属幼稚園実習や様々な行事への参加、地域のボランティア活動への参加を行う。

⑤2年間の学修成果を広く一般市民に公開するために、音楽表現・造形表現・身体表現に関する授業成果を生かして取り組んだオペレッタの公演などを行う「総合発表会」を開催する。

2. 教育方法

①シラバスに到達目標、授業計画、評価方法、事前・事後学修、関連学修を明記するとともに、各科目でオリエンテーションを行い周知する。

②保育現場で直面する様々な問題を解決する力を修得するために、研究や討議を実践的に積み上げる参加型ゼミ形式の「保育実践演習」や、主体的な学びを高めるためにアクティブラーニングの手法を取り入れた演習授業を配置する。

③「共通教育科目」「教職科目」「保育士資格必修科目」「保育士資格選択必修科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。

④学びの視覚化と評価のために、履修カルテを活用して学修の目標設定と振り返りを行い、学修の改善に努める。

3. 教育評価（学修成果の評価法）

①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。

②GPA制度を用いて評価を行う。

○入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

保育科は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得のために学び、卒業後、保育・教育職にかかわる仕事に就く意欲を持っている学生の入学を期待します。入学者の選抜においては、保育者に求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協働性・人間性」の三つの「資質と能力」を判定の基準とします。また判定においては、この三つ「資質と能力」を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを、重視します。

1. 「知識・技能」

①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。

※高等学校の調査書を重視し、判断します。

2. 「思考力・判断力・表現力」

①保育現場における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。

※面接及び小論文を実施し、判断します。

3. 「協働性・人間性」

①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、子どもに対する教育的愛情の育ちが期待できる。

※面接及び入学願書における「入学動機」、自己推薦書及び高等学校による推薦書、高等学校における諸活動の実績等を重視し、判断します。